

# 犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です！

～飼い犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに～



## ● 飼い犬の登録は済んでいますか？

犬を飼う場合は、狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬は登録し、鑑札を犬につけておくことが義務付けられています。飼い犬を登録することで、どこに犬が飼育されているかを把握でき、狂犬病が発生した場合に迅速かつ的確に対応することができます。

登録の受付は、環境水道部環境課、各振興事務所、動物病院で行っていますので、未登録の方は必ず手続きをしてください。また、登録の際にお渡しした鑑札を、愛犬の首輪等につけてください。

※犬の登録は基本的に生涯1回ですが、次の場合は登録の変更が必要です。

犬の所在地が市外へ変更した場合（飼い主の転居・譲渡など）→転出先の市役所へ届出

犬の登録情報に変更があった場合（飼い主の変更、市内での転居、死亡等）

→環境課もしくは各振興事務所へ届出

## ● 狂犬病予防注射は必ず年に1回受けましょう！

世界では、狂犬病により毎年約5万人が亡くなっており、感染の多くは犬にかまれることが原因です。わが国では狂犬病のまん延を防ぐため、飼い犬に対して、年に1回の予防注射と、注射後に配布される注射済票をつけておくことが義務付けられています。飼い犬にしっかりと予防注射を受けさせることで犬を狂犬病から守ることはもちろん、飼い主自身や家族、近所の住人やほかの動物への感染を防止できます。

### 《狂犬病予防注射は、集合注射または動物病院で必ず接種してください》

※登録や予防注射の手続きをしていないと、20万円以下の罰金が科せられる場合があります。

※犬が病気療養中等の理由で予防注射を受けられない場合は、動物病院で診断のうえ、「注射実施猶予証明書」の交付を受けてください。なお、猶予期間が終了した場合は速やかに接種を行ってください。

## ● 令和3年度 狂犬病予防集合注射を実施します

令和3年度狂犬病予防の集合注射を次のとおり実施します。

市で登録されている犬の飼い主には、詳しい日程を記入した通知はがきを送付しますのでご確認ください。また、市のホームページでもご覧いただけます。

### 《料金》

#### 登録済みの場合

3,200円  
(注射料金)

#### 新規登録の場合

6,200円  
(注射料金 + 新規登録料)

- 通知はがきが届いた人は、はがき裏面に記載されている質問事項に記入の上、当日持参ください。
- 料金は、お釣りがいらぬよう協力をお願いします。

### 《日程》

地域名	実施日
八幡	4月9日(金)・13日(火)・15日(木)・20日(火)
美並	4月22日(木)
明宝	5月11日(火)
和良	5月13日(木)
大和	5月18日(火)
高鷲	5月20日(木)
白鳥	5月25日(火)・27日(木)

問 環境水道部環境課または各振興事務所振興課 ☎ 67-1833

